

不当判決

弁護団は即日控訴
無罪を勝ち取るまで頑張ろう

3月25日、長野地方裁判所松本支部(野澤晃一裁判長)は、特別養護老人ホームあずみの里業務上過失致死事件において20万円の罰金刑という不当判決を言い渡しました。



今後の取り組みについて

- ・募金を引き続きお願いします … 振込先 長野銀行 本店 普通 8828733 無罪を勝ち取る会
- ・これまでの地裁宛の署名は終了し東京高等裁判所あての新たな署名に取り組みます

傍聴支援と報告集会に全国から420人

公判を終えた後の報告集会で山口さんは「残念な結果になりました。でも負けません。本日の結果に控訴いたします。改めてご支援をお願いいたします。」と話しました。

弁護団から判決についての説明と記者からの質疑応答、支援者から引き続き一緒にたたかう決意が語られました。

判決について 木嶋日出夫弁護団長

裁判官は3つの争点について、①窒息であることを認めた ②見守りを怠ったという注視義務はない、注視義務違反もないとした ③おやつにゼリーではなくドーナッツを配ったことは過失 としました。明らかに我々が公判廷に提出した証拠を正しく採用していない、証拠を正しく認定していない、そして結論付けも間違っているということで、許すことができない不当な判決だと弁護団は速やかに意見を一致させて即日控訴状を提出しました。東京高等裁判所での闘いになっていきますが、引き続き山口さんとともに、力を合わせて、控訴審で引っくりかえす、そして完全無罪判決を勝ち取って日本の公的介護を守りぬくために、そして山口さんを守りぬくために頑張り抜く決意であります。

「不当な結果がまかり通らないよう頑張る」松本あつ子さん(長野県看護協会会長)

本日このような判決が出たこと、大変悔しい、憤りの思いであります。今まで頑張ってきた山口さん、弁護団の先生方、まだこれから頑張らないといけないと思いますが、悔しくて涙が出ます。私たちは看護や介護の現場にいます。これから高齢化社会を迎えた時に特別養護老人ホームあるいはいろんな施設で介護の方、看護の方が活躍しなければ世の中成り立たないと思っています。その中で起こったこのような不幸な事件でありますけれど、その中で山口さんはじめ私たちが一生懸命自己研鑽をしながら頑張ってきたことが、事実として認められなかったことが非常に残念であります。そしてこれから看護、介護の方たちが現場で働く上で誇りをもって、そしてやりがいをもって働いていただくためには、このような不当な結果がまかり通らないように、これからも私たちは頑張らなければいけないと改めて思ったところです。全国からこのようにたくさんの方においでいただき応援していただきました。これからまだまだ一緒に頑張らなければいけないと思います。自分もいろんなところで現場がどのようにあるのか、その宣伝でしょうか、アピールでしょうか、こういう状況にあるんだということを、もっともっと世間のみなさんに知らせていけるような活動をしていかなければいけないというふうに改めて思いました。これからまだまだ闘いは続きますけれど、山口さん、先生方一緒によろしく願います。

「この怒りを行動にうつさねば」 田村優実さん（北海道医療労働組合連合会）

ともに闘いたい思いで、札幌から4人で参りました。私は今回で3回目です。裁判所の外で不当判決の知らせを見たとき、私たちは胸をえぐられるような悔しく切ない思いをしました。そのあと間もなく、煮えたぎる強い怒りで胸がいっぱいになりました。山口さんやあずみの里の仲間の思いを考えると「この怒りを行動にうつさねば」という思いに変化してきました

山口さんが「負けません」と言ってくれました。そして400人の仲間がここにいます。私たちは団結の力で権力に立ち向かうことができます。

この闘いをまだ知らない介護関係者や利用者が地元がたくさんいます。団結の輪を広げましょう。

不当判決の内容を詳しく知って、北海道中に正しい情報を私たちが届けていきます。

北海道から4人で来ることができて良かったと思っています。なぜなら「許せない」という怒りを共有できたことにより、明日から北海道でやれることを相談し、行動できるチームを作ることができます。

無罪判決を勝ち取るまで、今日の黄色いリストバンド(*)をデスクに置いて、ともに闘います。(*)傍聴券抽選のためのリストバンド型の整理券



公判後の集會に全国から集まった420人が参加し会場からあふれるほどでした。

無理矢理作り上げた、粗雑な有罪判決 今井恭平 ジャーナリスト

まさかの判決、と受け止めた方も多かったと思う。だが、入廷以来の裁判長の顔色を見ていた私は、おそらく不当判決だろうと予感した。とても、まともな判決を言い渡す人の顔には見えなかったからだ。悪戯がばれたのではないかと大人の顔色をうかがう子どものような表情に見えた。

1分でも早く、居心地の悪い法廷を立ち去りたかったのだろう。野澤晃一裁判長が、早口でぼそぼそと読み上げた判決理由は、きわめて聞き取りづらかった。だが、主要争点について4年近く積み上げてきた弁護側の緻密な立証をほとんど聞いていなかったとしか思えない粗雑なものであることは容易に判断できた。

窒息死説は、根本証言（検察証人）に依存するだけで、何らの根拠も示し得ていない。福村直毅氏（弁護側証人・嚙下問題のエキスパート）に徹底的に論難されたのを、どう反論し得ているのか、判決全文を拝見してみたいものである。

「見守り注意義務」の存在を否定したのは驚きだった。当初の検察の主張は、これ一本だったのだから、予備的訴因（おやつ形態確認義務）の追加がなければ、無罪判決だったことになる。訴因変更が、無理矢理に有罪を作り出すための検察・裁判所の合作だったことが端なくも露呈したかっこうだ。

「福祉現場の課題なおざり」（信濃毎日）「個人への刑事罰 異例」（毎日新聞）など、判決翌日の新聞の論調には、裁判所の判断が事の本質を見失い、福祉の現場に困惑と萎縮をもたらしかねないことに警鐘を鳴らすものが目に付いた。

福祉の未来がかかった裁判は、粗雑な論理で無理矢理作られた有罪を覆し、より高次の法的勝利をめざすことになる。

☆裁判支援サイトをご覧ください <http://www.mintyo.or.jp/min-iren/trial/>
 ニュース・学習資料などを掲載しています

あずみ裁判支援

検索

